

殺虫剤

アルバリン粒剤

ジノテフラン粒剤

平成25年10月22日付けで以下の通り適用拡大されました。

<変更内容>

- 作物名に「さやいんげん」を追加する。
- 作物名に「しょうが」を追加する。
- 「とうがらし(葉)」のジノテフランを含む農薬の総使用回数を「3回以内(定植時の土壌混和は1回以内、散布は2回以内)」に変更する。

太字が追加、下線が変更部分です。

作物名	適用病害虫名	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ジノテフランを含む農薬の総使用回数
さやいんげん	アブラムシ類	9kg/10a	生育期 但し、 収穫開始 14 日前まで	1 回	株元散布	3回以内 (株元散布は 1回以内、散布 は2回以内)
しょうが	クロバネキノコバエ類		生育期 但し、 収穫 14 日前まで			
とうがらし(葉)	アブラムシ類 アザミウマ類	1g/株	定植時 但し、 収穫 30 日前まで		植穴 土壌混和	<u>3回以内</u> (<u>定植時の土</u> <u>壌混和は 1 回</u> <u>以内、散布は</u> <u>2 回以内</u>)

使用上の注意事項などについては、製品に貼付されているラベルを参照のこと。
適用拡大作物のみのご案内になります。